

舟橋村条例第 18 号

舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 13 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成 5 年舟橋村条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 9 号中「の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）」を「または第 10 条の 2 の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号本文中「第 7 項」を「第 6 項」に改め、同項第 2 号中「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同項第 3 号中「第 8 項」を「第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 11 月 1 日から適用する。